ソフトウェア使用許諾契約書

お客様へのお願い

本ソフトウェアはお客様が本許諾契約書にご同意いただいた場合のみ提供いたします。本許諾契約書にご同意いただけない場合は、プログラムディスク、取扱説明書をすみやかに購入元にご返品下さい。

このソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様と株式会社テクノワープ（以下「当社」といいます）との間で、当社ソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」といいます）の使用に関して許諾するものです。

第１条　（著作権の帰属）

本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに帰属するドキュメント（以下、「関連文書といいます」）に係わる著作権およびその他一切の知的財産権は、当社に帰属します。

本ソフトウェアおよび関連文書は、著作権法および著作権に関する条約等によって保護されています。

第２条　（使用許諾の範囲）

当社はお客様に対し、以下のことを許諾します。

本ソフトウェアのプログラムを１台のコンピューターにインストールし、使用すること。但し本システムの信頼性向上の為、２台のコンピューターに組み込み、２重化運転を行う場合はこの限りではない。

第３条　（禁止事項）

お客様は、以下の行為を行うことはできません。

（１）　本ソフトウェア及び関連文書を複製すること。
（２）　本ソフトウェアを変更、逆エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすること。
（３）　本ソフトウェアもしくは関連文書、およびその複製物を、第三者に対して販売、領布、貸与、譲渡すること。
（４）　本ソフトウェアおよび関連文書を本契約第２条の場合以外での態様で使用すること。

第 4 条　（サポート）

（1）本ソフトウェアをお客様が正当に入手された日から当社の規定の期間（９０日間）、操作方法、障害対応等のサポートサービスを受けることができます。

（2）上記サポート期間終了後も、お客様は有償で本ソフトウェアのサポートを受けることができます。詳しくは、当社あるいは本ソフトウェアの供給者へ御相談ください。

第 5 条（品質保証）

当社は、本ソフトウェアの機能として当社が規定している内容を実質的に実現していることをお客様に保証します。但し、本ソフトウェアがどのような状況で用いられても当社規定どおりに動作することを保証するものではありません。お客様は、一般にソフトウェア製品の動作は、コンピューター、オペレーティングシステム、動作中の他アプリケーションプログラムの状態、ネットワーク状態、などの影響を受け、ソフトウェア製品が規定どおりに動作しないことがありうることを理解、了承するものとします。

お客様が本ソフトウェアを正当に入手してから 90 日以内に、どのような動作条件であっても本ソフトウェアが当社の規定に沿った動作をしないことを当社に示した場合、当社は、申し出の時点から 30 日以内に本ソフトウェアを修正しお客様に提供するものとします。かりに、当社がソフトウェアの修正を行うことが出来なかった場合、お客様は、本ソフトウェアに対し支払った金額の返却を受けることができるものとします。なお、上記はお客様が新バージョンソフトウェアを入手した場合には適用されません。

お客様は、当社が、上記保証以外の保証を明示的、暗黙的に関わらず、一切行わないことを了承するものとします。

第 6 条　（免責）

当社は、お客様に対し、本ソフトウェアまたは関連文書の欠陥、瑕疵等について、これらを使用したこと、または使用できなかったことから生じる一切の損害（お客様の情報の消失、毀損等による損害を含みます）に関していかなる責任も負いません。

第７条　（有効期間）

本契約の有効期間は､お客様が本契約に同意した時点から､本ソフトウェアの使用を中止する迄とします。

お客様が本契約の条項に違反した場合には、本契約は直ちに終了し、本契約第２条に規定する許諾も終了するものとします。

本契約の終了後、お客様はすみやかに本ソフトウェア、関連文書を破棄するものとします。

第８条　（新バージョンソフトウェア受け取り時の本契約書の更新）

本ソフトウェアの瑕疵によりお客様が新バージョンソフトウェアを受け取った場合、本ソフトウェアの使用許諾契約書の内容は本契約書の内容と置き換わります。

第９条　（合意管轄裁判所）

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、当社の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とします。

※以下の使用条件は、該当するコンテンツが本ソフトウェアに含まれている場合に本契約に付帯して適用されるものとします。
なお、コンテンツの種類や製品の用途に応じて弊社ホームページやマニュアル等に別途使用条件を定める場合があり、お客様には、これらもあわせて遵守いただくものとします。

●データベース
- ・データベースは、編集著作物又はデータベースの著作物として著作権法により保護されています。
- ・データベースのデータの一部又は全部を、本ソフトウェアのマニュアル等で定める以外の方法により複製、転載、翻案、翻訳、送信並びに使用することはできません。

以上